

Title	西ドイツの政治と経済思想に関する一試論
Sub Title	A study on the political and economic thought in West Germany
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.2 (1960. 2) ,p.369- 389
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	及川恒忠先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0369

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西ドイツの政治と經濟思想に關する一試論

多 田 眞 鋤

序論

一 「sozialer」 Rechtsstaat の概念

二 新自由主義の概念

三 自由社會主義の概念

結論

序 論

本稿において對象とする課題は、ドイツ連邦共和國（以下西ドイツと略稱する）の國家・政治體制を基礎している西ドイツ基本法（以下ボン憲法と略稱する）における「社會的法治國家」(sozialer Rechtsstaat)と稱せられる新しい國家觀念と、西ドイツの社會・經濟體制のうちに潜在している社會・經濟思想に検討を加え、西ドイツに支配的な政治・經濟思潮を考察しようとするものである。

周知のごとく、ボン憲法第二章二十八條において、「この基本法の意味における共和的、民主的、且つ社會的法治國家の

原則」に各ラントの國家體制は即應するべきものであると規定され、又第二十條において、「ドイツ連邦共和國は、民主的且つ、社會的連邦國家である」旨規定されてある。

このいわゆるボン憲法における「社會的」法治國家の意味するもの、その概念は、從來の國家學、國法學の立場からは頗る把握し難い新しいユニークな國家理念であり、國家形態である。すなわち、「社會的」(soziale)という形容詞が法治國家という名詞に果して冠せられてよいかどうかという問題である。

この問題について、ドイツ國法學會の長老教授ハインリッヒ・トリールペル (Heinrich Triepel) は、「一般に法治國家の超時代的、全體的價値を、"liberal" という形容詞によつて云々するとき、あるいはまた、一般にそれを "bürgerlich" な法治國家として同時に意圖するとき、このような概念を、もし『社會的』法治國家というような新しい概念で構成しようとするならば、われわれ國法學者に對して、從來の法治國家はその偏見を指摘し、保護を主張すべきである。」といつている。

從來の法治國家の理念とは、初期的には、カント (Immanuel Kant)、フンボルト (Wilhelm Humboldt) によつて、重商主義をその經濟發展の障害とみなす市民階級の個人主義的要請にもとづいて主張され、絶對主義的福祉國家の理念に對決しつつ發展し、一九世紀に至つて特にドイツにおいては、政治的官僚國家の觀念と對立して、個人の自由權を尊重、重視し、自由放任主義、または政治的不干渉主義をライトモチーフとして展開して來た國家觀念である。

この法治國家の觀念に對して、社會福祉のためには積極的な國家權力の作用を要請する「社會的」、「福祉的」國家觀念とは、正に論理學上の矛盾概念 (Contradictorischer Begriff) である。その意味で、ボン憲法における「社會的法治國家」の概念は、矛盾する二つの國家概念を内包しているのである。

すなわち、從來の法治國家は、政治思想としては政治的自由主義に、經濟思想としては經濟的自由主義、すなわち資本主義によつて支持され、構成されている國家體制である。

しかし、一九世紀に至つて法治國家は、カール・シュニット (Carl Schmitt) のいう「中性國家」(neutraler Staat) に轉化してしまい、これでは現代國家に内在する諸々の社會的矛盾を統制しえない。その意味で國家は積極的に「社會的正義」實現のために干渉すべきであり、そのためには國家は「社會的」な機能を發揮しなければならぬ。

しかし、この社會正義を實現する過程においては、あくまでも個人の自由は尊重され確保されねばならない。その意味において、國家は當然、自由主義的な法治國家の性格を保有しなければならぬ。かくして、自由主義的、資本主義的特質をもつ法治國家と、社會正義の實現を特徴とし、目標とする社會的、福祉國家——いわば社會主義國家——の二重構造の上に、社會的法治國家——第三の型の國家——は構想されてくる。

しかし、この第三の型の國家體制は、單に憲法上に規定されてあるのみでは形式上は成立しえても、實質的には確立しえない。そこにこの體制を裏づけるような「第三の型」の社會・經濟思想の存在が考えられてくる。

いわば、本來の資本主義的、自由主義的社會・經濟思想の發展した思想と、本來の社會主義思想の發展した思想との統合形態である。従來、資本主義と社會主義は矛盾概念であつたのであるが、それが西ドイツに現われた「新自由主義」^{ネオ・リベラリスムス}と「新社會主義」^{ソシヤリスムス}の段階に至ると矛盾概念ではなく、對立概念になつて來ている。兩者の相違は、質的相違から量的相違に——程度^{クワイテット}の相違——に變容して來ている。

この意味で、西ドイツにおける新自由主義的社會・經濟思想と新社會主義 (Freiheitlicher Sozialismus) の社會・經濟思想を各々検討し、兩者の性格を比較して、第三の型の社會・經濟體制を考察しようとする。

すなわち、ボン憲法におけるいわゆる社會的法治國家の體制と、いわば表裏をなすと考えられる西ドイツ社會思潮の一端を瞥見するのが本小論の目的である。

(一) C. F. Menger: Der Begriff des sozialen Rechtsstaates im Bonner Grundgesetz, 1953, S. 2.

一 「sozialer」 Rechtsstaat の概念

西ドイツの國家・政治體制を規定し、性格づけている「社會的法治國家」の概念を、C・F・メンガー (Christian Friedrich Menger) と、E・フェヒナー (Erich Fechner) の所説に基づきながら當初に考察してみたい。⁽¹⁾

従來の形式的法治國家はC・シュミットのいわゆる *neutraler Staat* においては、不法もまた法的に存在することができたため、一九三三年のナチス政權の樹立のように、民主主義の否定が、民主主義的手續を方途として實施されたのである。それ故、一九四九年のボン憲法の起草者たちには、一九世紀から傳承されて來た法治國家の體制には全く同意しえなかつたのである。

西ドイツは、従來より一層實質的な法治國家として組織化されているが、勿論、カント、フンボルト、モールによつて思惟された初期のその理念とは異なるものである。

すなわち、嘗ての思想家においては、啓蒙專制主義の政治・福祉國家からの干渉に對する防衛として、法治國家の必要を要望したのであつた。しかるにその後の資本主義的産業構造の推移と、生産力の進展は、階級對立を派生し、且つ又、いわゆる「工業プロレタリアート」(Industrieproletariat) の貧困化をまねいて、初期の法治國家における社會秩序の體制では解決しえない本質的な内部變革を來したのである。そこで國家は、以上の狀況に適應し、この體制内の根本的變革に對應し解決すべき新しい課題を擔い、そのために新秩序國家體制の建設を要求されてくるのである。

そして、この新國家・社會秩序は、崩壞した廢墟の世界の上に、更にまた廣汎な範圍の不安と困窮に直面しつつ建設される必要がある。この必要に應じた形態として、「社會的法治國家」の概念が適切に妥當してくるのであり、一般にこの概念を、形式法治國家的に結合された組織的、計畫的福祉國家 (als formalrechtstaatlich gebundenen und organisierten

Wohlfahrtsstaat)と理解してよいと思われるとメンガーはいう。⁽²⁾

この場合の福祉とは大衆の福祉であり、すなわち、「社會的」とは、法治國家が大衆の福祉を増進することをもつてその義務とすることを表明したものである。

次に、ボン憲法第一章第二條に「各人は、他人の權利を侵害せず、憲法の規定もしくは、道德法則に反しない限度において自己の人格を自由に發展させる權利を有する」と規定してあるが、この規定の指向する所は、メンガーによれば基本權の尖端における人間の尊嚴についての認證とともに、「正義の原則」によつて個人が制約されなければならないことを明示してあるのである。

ボン憲法の主要な自由權においては、人間關係はその相互間におけるものも、國家と個人との政治關係も、正義の原則によつて秩序づけられているのである。人間相互間の正義とは、自己の權利の尊嚴を保つため、他人の權利も侵害しないといふ「交換の正義」*Justitia Commutativa, Verkehrsgerechtigkeit*であり、人間は、本質的に社會の部分的存在として論ぜられるのではなくして、獨立した實存的、個的人格なのである。

もう一つは、人間が憲法の規定や、道德法則に人間本來の義務として従わねばならないこと、すなわち、全體的、共同社會の福祉に従わねばならないところの「一般的、普遍的正義」*Justitia Generalis, legis*の問題である。さて、先にも述べたごとく、從來の自由主義的法治國家の概念は、國家と社會(市民社會)の對立において指向せられ現實化して來たものであつた。換言するならば、從來の法治國家の原理は、極力國家權力の干渉を排して、個人の自由を擁護するところにその本來の目的があつた。

しかし、現在の民主主義國家においては、市民と國家は同一基盤における存在である。すなわち、市民社會はとりもなおさず市民國家なのであり、國家は單に市民の團體(*Gemeinschaft*)としての組織體(*Organisationsform*)なのであるからで

ある。

(3) この現在の國家においては、公權力に對する個人の自由權を防衛することを以てそのライトモチーフとするのではなく、個人のエゴイズムから國家的に組織された市民全體の自由なる共同社會を保護するところに、現在の新しい國家と社會の內在的課題が存在しているのである。

故に、ボン憲法における社會的法治國家とは、その國家に對しての市民のエゴイズムからの防衛を顧慮し、構成されているのである。今日においては、市民的自由は一九世紀におけるそれとは同様ではないのであつて、所有權には義務が伴うのと同様に、自由には義務が伴うことを承認すべきであり、ここに「一般的正義」の原理が考えられてくる。

しかし、社會的法治國家は、「福祉」の周旋人的存在であるべきであつて、「福祉」の授與者的存在であつてはならないのである。

更にメンガーは、社會的法治國家概念の意味するところのものは、また「分配の正義」= *Justitia distributiva* = をその第三の根本原則として附加すべきものであるという。

すなわち、公權力（共同體の力）によつて、社會的・經濟的脆弱性を積極的に保護し、それを改善していくことを意味するのであり、又この國家體制においては、公共體の將來への準備についての義務を內在的課題としている。換言するならば、社會の中に存在する社會悪（社會的不正義）を、社會秩序、經濟體制そのものを改良することによつて、豫め防止する *Vorsorge* なのであり、社會的法治國家はこの意味での *Vorsorge* を内面的問題として要求しているのである。

このような、交換の正義、一般的正義、分配の正義を根本原則としている社會的法治國家を、メンガーは「正義國家」(*Gerechtigkeitsstaat*)と概念規定し、そのように解釋してもよいと考えられると述べている。

すなわち、メンガーによれば、ボン憲法は、ワイマール憲法その他に比較して頗る個人主義的、自由主義的色彩が濃厚で

あるにも拘らず、交換、普遍、分配の正義等、もろもろの社會正義の實現をその本質的課題として擔つてゐるものであり、ある意味では法治國家の限界をも超えざるを得ない政治的、社會的機能の充實化を要請されてゐるものであるという。

Ⅲ・フェヒナーは、その著「社會的法治國家における自由と強制」(Erich Fechner: Freiheit und Zwang im sozialen Rechtsstaat, 1953) において、ボン憲法を解釋して、それは社會的國家であるばかりでなく、社會的法治國家であり、この社會的法治國家においては、「社會的國家性」(Sozialstaatlichkeit)と「法治國家性」(Rechtsstaatlichkeit)を合一したものであるといい、自由と強制の觀點からみれば、社會的法治國家の概念は、強制が擴大する全體主義國家(Totaler Staat)への方向と、自由が曲解され、濫用される自由國家(Liberaler Staat)への方向の中間體である。社會的法治國家は法治國家である故、全體主義國家ではない。全體主義國家では國家意思形成の際に、個人の自由意思を無視し全體のために讓渡させる。社會的法治國家は、社會的國家であり得るが、それは自由國家ではない。すなわち、自由國家では、全體を取締る監視人(Aufpasser)として、自己保證の自己實現を可能にさせるルールがある。

ワイマール國家體制の破局はこのことを明瞭に示している(例えば授權法によるナチス政權の成立)。すなわち、社會的法治國家は、以上の意味から第三の型の國家形態を目標とし、その體制の存在を追究しようとするものであるとフェヒナーはいう。⁽⁵⁾

以上のメンガー、フェヒナーの所説により明らかなごとく、「社會的」法治國家の概念は、從來のレセ・フェールの原理に立脚した一九世紀型の市民的法治國家の諸原理(例えば、權力分立=Gewaltentrennung、法の前の平等=Gleichheit vor dem Gesetz、裁判官並びに裁判所の獨立=Unabhängigkeit der Richter und der Gerichte等)を確保し⁽⁶⁾、それとともにレセ・フェールから派生してきた階級對立、大衆の貧困化、いわゆる「社會的不正義」の是正のため、共同體の力によつて社會改良を試み、社會的、經濟的脆弱性を積極的に保護しようとする「福祉國家」的要素を強調するものである。⁽⁷⁾

すなわち、從來の觀念ではアンチノミーな、「自由」と「強制」という二つの觀念を、更に高次元な觀念で止揚し、統合しようとする目的をもつた國家觀念である。しかし、序論に述べたごとく、社會體制は動態的であり、憲法に國家觀念を規定することによつて直ちに實質的な政治・經濟體制が確立することは不可能である。その意味で個人の自主的自覺による社會全體への協力とともに、この社會的法治國家の體制の實現のためには、社會・經濟思潮における第三の體制への動向が存在すべきである。すなわち、第三の型を目標とする國家・政治體制と表裏をなす第三の型の社會・經濟體制への動向を次に考察してゆきたい。

(1) Christian Friedrich Menger; Der Begriff des sozialen Rechtsstaates im Bonner Grundgesetz, 1953. なお、この紹介については、拙稿「獨逸における政治學研究の現況」法學研究二七卷九號三九頁以下。

Erich Fechner; Freiheit und Zwang im sozialen Rechtsstaat, 1953.

社會的法治國家の概念については、田口精一「ホム憲法における社會的法治國家について」法學研究二九卷一、二、三合併號三八一頁—四〇六頁參照。

(2) C. F. Menger; a. a. O. S. 19.

(3) C. F. Menger; a. a. O. S. 26.

(4) C. F. Menger; a. a. O. S. 25.

(5) E. Fechner; a. a. O. S. S. 9-10.

(6) E. Fechner; a. a. O. S. 5

(7) 「法治國家と福祉國家の概念」については、フランクフルト大學の、ホニム教授の詳細な敘述がある。すなわち、Franz Böhm: „Der Rechtsstaat und der soziale Wohlfahrtsstaat“ im Grundsetzfragen der Wirtschaftsordnung. Ein Vortragszyklus veranstaltet von der Wirtschafts- und Sozialwissenschaftlichen Fakultät der Freien Universität Berlin Sommersemester 1953, 1954, S.S. 96-174.

二 新自由主義 (Neo-Liberalismus) の概念

戦後西ドイツにおいて、フライブルグ大學を中心として新自由主義 (Neo-Liberalismus) の思想が唱導されて來ている。⁽¹⁾ フライブルグ大學の故ワルター・オイケン教授 (Walter Eucken) がその中心的存在であり、且つ「オールド」、經濟と社會の秩序に關する年刊誌」 (Ordo, Jahrbuch für die Ordnung von Wirtschaft und Gesellschaft) という年刊雜誌を⁽²⁾ 公刊している關係からフライブルグ學派もしくはオールド學派といわれている。この新自由主義經濟思想は、西ドイツ經濟相エアハルトもその鼓吹者の一人であり、いわば西ドイツ經濟體制確立の思想的背景をなしたものとみられている。その思想は從來の資本主義的レセ・フェールの原則と相違する自由競争原理⁽³⁾ に基づいている。すなわち、新自由主義では、中央統制的な計畫經濟に反對しつつ、他方において指導經濟 (geleitete Marktwirtschaft) を提唱している。新自由主義が「Neo」と稱せられても、基本的尺度は從來のリベリズムなのであるから、「自由經濟」か「計畫經濟」かという對置的な分類をすれば、當然「自由經濟」を主唱する。すなわち、價格の自働調節作用を中心とした市場經濟のメカニズムが經濟體制の基底をなすべきであるとの思想は舊自由主義經濟思想とは異ならない。

しかし、新自由主義派は、市場經濟の上に「社會的」(soziale) という形容詞をつけて、「社會的市場經濟」(soziale Marktwirtschaft) の確立を共通の要求としている。

以下この「社會的市場經濟」の主張を、ワルター・オイケン、アルフレッド・ミュラー・アルマック (Alfred Müller-Armack) 等の所説を整理しつつ、要點的に考えてゆきたい。

(A) 市場經濟のメカニズム

從來の自由主義的經濟理論 (資本主義經濟の論理) においては、價格の自働調節作用 (price mechanism) を中心にした市場

經濟のメカニズムが社會・經濟體制の基底であると確信している。しかし、新自由主義では、この市場經濟のメカニズムをそのまま自由に放置しておいてはならないと考へるのである。

價格の自動調節作用を中心とした市場經濟のメカニズムを自由に放任しておけば、必然的に獨占體 (Monopolisierung) が形成されてくる。獨占は經濟の攪亂および生産力の妨害を意味する。獨占の過度に發達した國民經濟は、次第に惡化して、ついに市場經濟とともに國家および社會の民主主義的、自由主義的構造を根底から崩壊させてしまい、市場經濟は硬直し、國民經濟は弾力性と適合性を失い、經濟恐慌は深化してしまふ。獨占的特權化は能率向上に對する刺戟をにぶらせ、經濟的にも、政治・社會的にも經濟力の結集に導き、全國國民經濟過程の統制の重要部分が少數者の手に掌握されてゆく。その獨占體は企業の側のみでなく勞働の側にも形成されてくる。

企業の側ではいわゆる、カルテル、トラスト、コンツェルンというような巨大な獨占體が、價格を獨占價格として決するようになる。

勞働の側での獨占とは、巨大な勞働組合が形成され、結局勞働力の供給を獨占してしまふことになる。その結果、勞働力の價格である賃銀が、自動調節作用を有する價格——すなわち、自由に動きうる價格——ではなく獨占價格になつてしまふ⁽⁴⁾。故に、自由放任原理に基づく市場經濟のメカニズムには、國家的規制、指導を加えねばならないと考へるのである。ミユラー・アルマックによれば、社會的市場經濟とは過去の自由な市場經濟秩序に對立するものである。すなわちそれは市場經濟の規則に従つて動いてゆくものであるが、社會的補償と、安全をとともなう經濟體制のことであつて、生産力および技術的進歩と個人的自由および社會的形成とを最もよく一致させる社會的秩序である。このような「社會的市場經濟」のみが、社會における勢力關係の調整および權力の分散化によつて、個人的自由の發展に對して社會的強制をできるだけ少なくすることができると考へる。更に新自由主義では、完全な自由競争經濟はかつてのレセ・フェールの原理であつた「自然的狀態」を

意味するのではなく、一定の法的制度によつて、また事情のもとでは強制的干渉によつて創造され、維持されなければならない經濟秩序であり、更にまた労働保護、社會保證等の意味における強い社會政策、景氣政策、および分配政策を必要とするという。要するに新自由主義思想を提唱するミュラー・アルマックにおいては、社會的市場經濟とは、市場經濟力と社會的秩序との統合形態であるという。⁽⁵⁾

④ 生産手段の私有の問題

次に検討すべき問題は、舊來の經濟的自由主義思想における生産手段の「私有」——私有財産制——に對して、新自由主義はどのような觀點に立つかを考えてみたい。

新自由主義においても、從來と同様に生産手段の私有を社會體制的基底にしなければならないと考えることは同じである。しかし、かつての經濟的自由主義、資本主義の考え方とは相違して、生産手段の私有を絶對化しているのではない。すなわち、新自由主義においては、「所有（生産手段の私有）には義務を伴う」という條件をつけるのである。⁽⁶⁾

私有は前提であるが、その所有しているところのものは、自由に使用しうるのではなく、社會的正義の實現のために、共同社會の福祉増進のために使用すべきであり、少なくとも反社會的な、福祉を阻害するような方向に使用してはならないという義務を考える。

更に新自由主義は、もし放任しておくことと反社會體制的な使用が可能であるような生産手段は、それを公共の利益のために、社會の所有（公有）に移行してもよいことを承認する。

オイケンによれば、完全自由競争にあつては、私有財産制（生産手段の私有）⁽⁷⁾は、國民經濟のための處分權と處分の自由、および他の所有者の處分權を全體のために制限しえないことを意味する。しかしこのことは、私有財産制度の性格が、競争上全く同質である限りそうなのであつて、獨占形態は私有財産制の本質的な經濟的意味を誤り、經濟過程を大きく損う。そ

してこの場合においては私有財産制度は事實上反社會的な影響を與えるのである。かくして、オイケンによれば生産手段の私有が競争秩序の前提であるように、競争秩序そのものが生産手段の私有の社會的、經濟的濫用にいたることのないようにするための前提である。以上、新自由主義を要點のみに觸れてみたのであるが、要するにそれは、ミュラー・アルマックの指摘にもあるように、「自由と指導との有効な結合」を構想している。この場合における指導は決して計畫經濟的な意味における指導ではない。新自由主義における經濟指導は、あくまでも自由な市場價格、市場經濟のメカニズムを通じての指導 (Lenkung) であつて、統制を意味する支配、管理 (Leitung) ではないのである。

すなわち、凡ゆる計畫經濟は、一の計畫が連鎖反應的に他の計畫を惹起し、次第にそれは全體主義的統制經濟への途を不可避免ならしめるという立場に立つのであるが、その立場を主張する動機としては、彼らが經驗したナチス統制經濟の苦い經驗に對する反省と、更にはまた、戦後の連合國占領下において、英米的な經濟様式を上から押しつけられた壓力に對する反動——すなわち、現實的、實際的な要求からの主張とみることもできよう。⁽⁸⁾

(一) 新自由主義は、フライブルグ大學を中心として廣まつている處から、フライブルグ學派若しくはオールド學派と稱せられる。その理論的指導者は、故ワルター・オイケン (Walter Eucken) であり一九五〇年四月オイケンの死後、F. ホエーム (Franz Böhm)、W. ノンナ (Wilhelm Röppe)、F. ルマン (Friedrich Lutz)、M. H. ヲイナー (K. F. Maier)、A. ハンセル (Paul Hansel) 等が代つて主眼としてゐる。Robert Neumann: Theorie und praxis des Neoliberalismus, Das Märchen von der freien oder sozialen Marktwirtschaft, 1957. S. 11. 参照) など東ハルリン大學 (Humboldt Universität) のローヘルト・ナウマン教授は、新自由主義を「没落する資本主義の世界觀的武器」であり、それは、一種の「Märchen」にすぎないと批判している。

(2) 雜誌オールドーについては、山田雄三「西ドイツにおける年刊誌『オールドー』について」一橋論叢第三十二卷第二號参照。山田教授の解説によれば『オールドー』とはラテン語で秩序ということである。經濟學はしばしば現實の『カオス』(無秩序)を指摘することが課題だと考えられている。マルキシズムにおける『崩壊』とか『無政府状態』とかいう表象はそうであるし近代理論においても『沈滞』とか『不安定』とかいう概念によつて一部の人々はそう考へている。もちろん現實の『カオス』を分析することは大切である。しかしどこ

に矛盾や缺陷を認めるかは現實の奥に眞に可能なる『オルドー』のつかみ方如何によつて異つてくるのではあるまいか、『オルドー』の問題に深く吟味を加えず、現實の『カオス』にのみ目を注ぐならば、ただ無責任に現實を難じ、進んでは徒らに挑發的な言葉を弄することとなる。不幸にしてこれは經濟學の一部の傾向である。しかし最後の據點は『カオス』にあるのではなく、『オルドー』にあるのではないか。この意味においていまここでとりあげようとする西ドイツの年刊誌『オルドー』はまさに注目すべき一つの企圖であるように思われる。」と述べておられる。

(a) 前掲「橋論叢」一四九頁において、山田教授は、「オイケン」の著書、したがつて年刊誌『オルドー』の立場は、政治的にいえば、ネオ・リベラリズムといつてよいであろう。オイケン自身はそういう表現を嫌つて『競争原理』という言葉を用いるのであるが、しかしその内容は自由放任政策の根柢にある理念を活かすことにあり、またいわゆる計畫統制に反對するものである限り、普通にはネオ・リベラリズムと呼ばれても異論はなからう。ただオイケンが反對するのは、そういう立場を單に外面的に政黨的な勢力と結びつける解釋を排するためであり、ここではもつと内面的に秩序の認識から出發しなければならぬというのであらう。」と説かれている。なおW・オイケンの「自由競争原理」に關しては、長守善著「經濟政策の理論」一九九頁以下参照。

(4) 獨り立つるオイケンの理論は、Walter Eucken; Grundsätze der Wirtschaftspolitik, herausgegeben von Edith Eucken und K. Paul Hansel, 1952, S. 30 f. に展開されている。

(10) Alfred Müller-Armack; Was ist Soziale Marktwirtschaft? in Pöbel der Sozialen Marktwirtschaft, von G. A. Schlessner, S. 44 f. 参照。なお引用文は前掲長守善著二〇八頁—二〇九頁に據る。

(9) ワイマール憲法第一一三條において、「所有權は憲法によつて保證される。その内容と限界は法規の定めるところによる」としてあり、更に後項に「所有權は義務を負う。その行使は同時に公共の福利のためにすべし」の一句が附加されている。このワイマール憲法の精神は、新自由主義の根柢にも影響を與えているといえる。なお所有權と社會保證の問題に關しては、氣質健三著「社會的進歩の原理」三〇七頁以下参照。

(7) Walter Eucken; a. a. O. S.S. 270-275 に於いて、オイケンはその「私有財産制」の理論を展開している。

(8) Hans Ritschl; Die Grundlagen der Wirtschaftsordnung, Gesammelte Aufsätze zur Lehre von der Wirtschaftsordnung, 1954, S. 144 f. なおリツシャルの新自由主義批判に關しては、前掲、長教授の著書二一〇頁—二一一頁に要點的に説かれてゐる。

三 自由社會主義 (Freiheitlicher Sozialismus) の概念

社會主義思想においても、西ドイツでは新しい傾向が現われて來ている。

その主唱者は、E・ハイマンの後継者であるH・D・オルトリーン (Heinz-Dietrich Orthlieb) W・A・エール (Walter Adolf Jöhr) およびG・W・マイサー (Gerhard Weisser) 等⁽¹⁾である。

すなわち、従来の社會主義理論と相違するところから「新社會主義」(Neusozialismus) あるいはまた「自由社會主義」(Freiheitlicher Sozialismus) と稱せられる。

ここでは、そのうちG・W・マイサーの所説 (G. Weisser: „Freiheitlicher Sozialismus“ im Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, 10 Lieferung, 1955) を中心に検討してみよう。

ヴァイサーは、次の四つの觀點によつて「自由社會主義」論を展開している。

すなわち、(A) 自由社會主義とマルクス (Freiheitlicher Sozialismus und Marx) (B) 社會主義運動における實際的態度の變容 (Wandlungen im tatsächlichen Verhalten) (C) 特に「自由的」という意味 (Das spezifisch Freiheitliche) (D) 社會主義インター (Die Sozialistische Internationale) である。以下、その要旨に觸れながら、自由社會主義の内容を検討してみたい。

(A) 自由社會主義とマルクス

現代の西ドイツにおける社會主義は、従来のマルクス主義理論から脱皮しようとする努力を繰り返して行つてゐる。しかし、このことは、マルクス主義理論に代るべき新しい學說、理論、思想體系を創造しつゝあるという意味ではなく、社會主義的實踐活動において、従来の方向とは異なる方向を辿りつつあるという意味であり、實踐が先行して理論はそれに追隨しているという方が事實である。しかし、マルクス主義理論の渦中にあつて、それから脱皮しようとする努力は種々の點にあ

らわれて來ている。マルクス主義は歴史の必然性を強調する。しかし、一定の形態に進む傾向があるからといって、ただちにマルキシズムのようにその不可避性は結論しえない。

例えば、ある基礎産業の私有形態が種々の弊害を示し、變化せざるを得ないことが明瞭になつたとしても、それは公共企業體の様式にもなり得るし、更にまた國有國營體にもなり得る。最近の社會主義は、このように社會主義社會の建設における「意思的要素」を重視し、社會主義が必然的であるといつても、一定の型にとられず種々の可能な方式を考えようと努力する。社會生活の現状分析とそれに基づく動態把握を尊重する。故に新社會主義は、上からの政治的意思を社會建設における公理として導入するが、その際、現状分析の結果と矛盾せず、社會技術的 (sozialtechnisch) に實現可能なものを選択する。

戦後のドイツ社會民主黨が一九五四年四月に發表した「メーレム・テーゼ」(Melemer These)の中で、從來の綱領における社會史的現状分析の必要が説かれていると同様に、建設案において採るべき道德的・文化的規準を明らかにする必要が強調されているのはこのためである。⁽³⁾ 次いでヴァイサーは、マルクス主義の上部構造論に批判をむける。

すなわち、マルキシズムでは、人間がその自己疎外現象から脱け得るためには、特定の社會制度が建設されねばならないとするが、現在の社會主義では社會制度のみを一方的に重要視しなくなつて來ている。現代の深刻な社會不安と動搖の結果、單なる制度に無條件に信頼を寄せることができなくなつたのである。社會制度を變革すれば、社會的不正義が抜本的に改正しうるといふことはあり得ないといふような考えが支配的になつて來た。

新社會主義ではまたすべての生産手段を公有にすることが適當であるとは考えない。

社會化は必要であるが、ただ若干の經濟部門に限られるべきであるとする。所得の分配においても、その極端な不平等の是正は望ましいが、所得は労働に應ずべきであるといふ傳統的な報酬主義の原理は、少しも變つてはいない。マルクス主義

によると社會主義者のすべての活動は收奪者(支配階級)が收奪される日が来るまでは、ただ敵陣營を切り崩すことだけに向
けられねばならず、教育ということは意味を持たない。しかし、一度びその日が到来すると、すべての階級的支配がなくな
り、そのイデオロギー的上部構造がなくなるのでただちに自由な社會(共產主義社會)が成立すると考える。しかし、新社會
主義では、社會主義的人間像は不斷に形成されて行かなければならないとの信念のもとに、間斷なく教育活動をつづけるこ
との必要を考える。

一九五三年のゲッテンゲンにおける社會主義文化會議の議事録がこの點におけるマルクス主義からの離脱を明瞭に示して
いる。

(B) 社會主義運動における實際的態度の變容

ヴァイサーは、次に社會主義運動の實踐における從來の態度の變容を指摘する。⁽³⁾

すなわち、階級支配のない社會が現出すればただちに幸福な社會が到来するという安易な考えに對して、新社會主義は批
判的であることは既に述べたが、このような考えに至つた過程において、キリスト教的信仰が間接的に作用していると考え
られる。すなわち、單なる社會秩序の變革だけでは社會的道義的不正義は抜本的に解決しえないとの思想の根底には、人間
や社會制度がいかに變容しても所詮不斷に惡への脅威に當面しているとのキリスト教的信仰の影響が存在している。新社會
主義では從來のような反宗教的偏見はみられなくなつて來ている。更にまたマルクス以後の社會主義運動は畢竟「個人主義
的」であつたのではないかという反省も強くなつて來た。

新しい社會主義社會の建設を目標とするのあまり、人間をその目的實現のためにあるもの、新しい社會の實現のための手
段とみる見解と、人間をこのような社會の擔い手とみ、人間の人格の自己展開それ自身が社會の發展にはかならないとする
見解とが考えられるが、新社會主義は一邊倒的にどちらの考え方にも傾かない。すなわち、新社會主義では、人間の自由な

人格の形成を考えると同時に、他方では、かかる人間の自由意思を通して彼らが社会へ積極的に結合することを考える（自由を通しての共同）。すなわち、新社会主義では個人主義と全體主義との綜合を指向しているのである。現代ドイツの社会主義運動においては、社会主義者の目標とする社会理想が、労働者階級の生活感情からの歸結と同じであることを承認しながらも、「社会民主党は労働者階級に對し特別の課題をもっている。労働者をして社会や文化の形成に特別の貢獻をさせるようにするため、社会民主党には労働者階級とは原理的に違つた社会的地位が與えられねばならない」（メーレム・テーゼ第六條）と主張されるのである⁽⁴⁾。

新社会主義が共産主義と異なる根本的な差異は、ヴァイサーによれば次の三點である。

すなわち、(1) 共産主義は人間の人格を目的のための手段とみるが、新社会主義はそのような見解を否定する立場に立つ。

(2) 共産主義社会實現の過程であるといわれるプロレタリアート獨裁は、結局專制的支配に轉化してしまうとみる。(3) 中央管理經濟 (Zentralgeleitete Verwaltungswirtschaft) は、結局は人間の自由の喪失を意味し、望ましくないと考えられる。⁽⁵⁾

(4) 特に「自由的」という意味。

新社会主義が、特に「自由」社会主義 (Freiheitlicher Sozialismus) といわれる所以は、以上によつて既に明らかなことく、人間の自由を社会主義の實踐のうちに積極的に提唱してゆこうとするところにある。

ヴァイサーは、デモクラシーのもとでは、國家意思の形成は結局選舉によつて決定する。しかし、社会體制内には選舉を左右する社会的勢力がある。故にマルクス主義の説くごとく、單なる形式的デモクラシーでは自由な選舉が實施しえない恐れもある。しかし、獨裁政治ではこのような社会力は獨裁者の掌中に集中化される危険がある。故に自由社会主義の立場では、不十分なながらも形式的デモクラシーのメカニズムを通して自由と社会的正義の實現に努力するのであるという。

自由社会主義における自由への意思は、中央集權に對して強く反對する點において現われている。戦後の社会民主党は下

イツの國家形態として連邦制を主張した。統一國家は中央集權的でありすぎるし、國家連合では結合の度合が脆弱であるからである。自由社會主義の自由への意思は、經濟の領域においては、原則として市場經濟秩序を認めてこれを利用してしようとする點に現われている⁽⁷⁾。

「可能な限度での自由競争、必要な限度での計畫」(Wettbewerb soweit wie möglich, Planung soweit wie nötig)という用語が廣く一般化して來ている。以上のごとく、自由社會主義が、特に「自由」という形容詞を附けた所以は、レセ・フェールの經濟體制は秩序のない自由であり、社會主義は自由のない秩序であるから、その兩者の短所を是正し、長所を伸長せしめて、「自由のある秩序」(自由なる共同)を目標としてゐるものといえよう。さきの新自由主義の思想との差異は、ヴァイサー自身もいうように、社會内の各人の生活状態における不平等をどの程度考えるかどうか。人間の私的、營利的本能が生産性に對する意義をどの程度迄認めるか。公共的觀點からの經濟統制の必要をどれほど迄重要視するかといった諸點にあるだけで、兩者の差異は、質より量の差——すなわち、程度の差——になつて來てゐるのである。

(1) 新社會主義に關する主義を文獻として、Heinz-Dietrich Orthlieb: Wandlungen des Sozialismus, 1947, Hamburg. Walter Adolf Jöhr: Ist ein Freiheitlicher Sozialismus möglich? 1948, Bern. Derselbe: Die Politik der Vollbeschäftigung, 1944. Gerhard Weisser: Sozialisierung bei freisozialistischer Wirtschaftsverfassung, 1947, Hamburg. 新が舊との差を認むる。

(2) G. Weisser: „Freiheitlicher Sozialismus“ im Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, 1955, S. 510.

(3) G. Weisser: a. a. O. S. 513 f.

(4) G. Weisser: a. a. O. S.S. 514-515.

(5) G. Weisser: a. a. O. S. 515.

(6) G. Weisser: a. a. O. S. 515 f.

(7) G. Weisser: a. a. O. S. 517 f.

結 論

本論においてすでに述べたごとく、ボン憲法における「社會的」法治國家の概念は、フェヒナーの説くごとく、從來アンチノミーな「社會・福祉」國家觀と、「個人・自由」國家觀とをいわば第三の型においてより、次元の高い國家思想に止揚し、統合しようとする努力の現われであると述べた。而して、この社會的法治國家の體制に適應すべき西ドイツの社會・經濟思想として新自由主義 (Neo-Liberalismus) と自由社會主義 (Freiheitlicher Sozialismus) の二つの動向を、その要點にのみ觸れつつ述べて来た。結論においては、この新自由主義の思想と、自由社會主義の思想とを比較検討して、兩者の類似と相違を指摘し、いわば國家・政治體制の第三の型としての社會的法治國家との關連について考えてみたい。

まず、その試みとして從來の自由主義と社會主義との相違を、要點的に掲げそれを軸として類型的に兩者の比較をしてみよう。

まず第一の相違は、個人と社會のいずれに重點をおくかという問題である。換言すれば、個人人格の自由を第一義的に考えるのが古典的自由主義の立場であり、これに對して從來の社會主義では、個人の自由をレセ・フェールのメカニズムに放置しておくとして社會における個人間に不平等が生ずる。すなわち、社會的不平等、不正義が惹起する故、これに社會的統制を加えつつ是正してゆくべきであるという。しからば新しい自由主義と社會主義ではこの點に關して如何なる觀點に立つているのであろうか。前述したごとく新自由主義の方はその思想の根底はあくまで傳統的な自由主義である故、この問題については當然個人人格の自由を第一義に考える。而して自由社會主義の方もすでにヴァイサーの所説におけるごとく、個人の自由を尊重し現代における人間の自由、個人人格の自由が危機に瀕しているのを社會主義的實踐のうちにおいてこれを回復してゆこうとする。その意味から、新自由主義と新社會主義とは個人の自由に對する社會的統制をいざしがより、重く考えるか

というウェイトの差でしかなくなつてゐる。すなわち、新社會主義では社會的正義という道德的原理を前提とするとも自由という社會的・文化的價值も積極的に承認しようとしてゐる。⁽²⁾

次に相違の第二點を生産手段の私有か公有かという問題について兩者を比較してみれば、新自由主義においては既にみたように「所有には義務を伴う」というワイマール憲法の「社會化」の精神をとり入れ、更に反社會體制的な使用の可能性のある生産手段、換言すれば公共性の非常に高い生産手段は、これを公共の利益のために社會の所有に移行してもよいと考えるようになつて來てゐる。自由社會主義の方も社會體制の根本條件は生産手段の私有を認めてよい。從來の社會主義のようにならざるに生産手段を社會の所有に移行させなければ眞正社會主義となり得ないというような觀念を放棄してゐる。例えば「可能な限度での自由競争、必要な限度での計畫」(Wettbewerb soweit wie möglich, Planung soweit wünschig)という考えは新社會主義の新しい經濟觀念とみられる。この點においても新自由主義と新社會主義とは質的相違から量的相違に變容して來てゐる。

相違の第三點として「自由經濟と計畫經濟」の問題を比較してみよう。

新自由主義の主張は、本論で述べたように、價格の自働調節作用を中心とした自由市場經濟のメカニズムを根底とし、その自働的なメカニズムを充分に活潑ならしめるためには、レセ・フェールの原理では種々の反社會的障害が生じるから國家的な統制を加味すべきであるという(Soziale Marktwirtschaftの提唱)。自由社會主義の場合もヴァイサーの所説に現われてゐるように、全く新自由主義の主張と結論的には變らない。しかし、新自由主義の方が、市場經濟のメカニズムを圓滑ならしめるための「國家的統制」を考へるのに對して、新社會主義の方はレセ・フェールの原理では社會的正義の實現のために頗る妨害となる。故に社會的正義という道德的原理を重視するので統制の必要を新自由主義の場合よりもその度合を重くするのであり、社會的正義は、一定の歴史的狀況のもとでは本來は自由を理想とする社會・政治過程に對し統制を加えねば達

成不可能な場合がある。故に新社會主義では現在の狀況下では、自由と統制を結合する必要があるというのである。

以上の意味より、新自由主義も新社會主義も各々従来のような矛盾概念ではなくなつて來ている。同じ基盤の上で社會改良の方法を考えるようになって來ている。いわば「社會主義像の自由主義化」(Liberalisierung des sozialistischen Bildes)と「自由主義像の社會主義化」(Sozialisierung des liberalistischen Bildes)が、西ドイツの社會・經濟體制のうちに同時存在を始めているともいえよう。

すなわち、従来の矛盾關係から對立關係へと兩者の關係は變容しつつある。

この新しい動向は、西ドイツ國家體制としての社會的法治國家の理念に對應する第三の社會・經濟體制(社會的市場經濟)であるといえる。しかし、この兩者の立場を綜合する第三の理論、すなわち従来の自由主義とか社會主義とかの既成概念を超越した第三の理論や思想は未だ現われていない。「自由なる共同體」ともいふべき傳統的なドイツ的理念のもとに、西ドイツでは社會的法治國家の觀念や、社會的市場經濟の觀念や、自由社會主義の思想が各々その理論を展開し始めたといえるのである。

(1) 本稿を敘述するに當つて、大野信三、長守善、難波田春夫、氣賀健三の各教授の諸論攷に學ぶところ頗る多い。なお、長、大野兩教授には、貴重な御藏書の一部をこころよく御貸與給つた。記して篤く謝意を表したい。

(2) G. Weisser: a. a. O. S. 516 以下「*マンハイマー*」Die stärkere Betonung der Persönlichkeit im Bild der unter den heutigen geschichtlichen Umständen von den Sozialisten angestrebten Stilschalt der Gesellschaft ist der sichtbarste Ausdruck dieser Sorge um die Freiheit」を採つて置く。